

報 告 第 1 9 号

平成 2 9 年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、平成 2 9 年度新居浜市一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成 29 年度 新居浜市一般会計継続費精算報告書

(一 般 会 計)

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画							実 績							比 較					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳							
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源				
					国庫支出金	県 支 出 金	地方債			その他	国庫支出金	県 支 出 金			地方債	その他	国庫支出金		県 支 出 金	地方債	その他	
4 衛生費	2 清掃費	清掃センター施設 整備事業	27	664,300,000	191,210,000	-	383,400,000	-	89,690,000	462,887,800	191,210,000	-	226,700,000	-	44,977,800	201,412,200	0	-	156,700,000	-	44,712,200	
			28	1,032,364,000	321,890,000	-	581,100,000	-	129,374,000	835,569,140	321,890,000	-	423,700,000	-	89,979,140	196,794,860	0	-	157,400,000	-	39,394,860	
			29	1,391,356,000	592,970,000	-	687,600,000	-	110,786,000	1,789,052,160	589,661,000	-	1,001,300,000	-	198,091,160	△ 397,696,160	3,309,000	-	△ 313,700,000	-	△ 87,305,160	
			計	3,088,020,000	1,106,070,000	-	1,652,100,000	-	329,850,000	3,087,509,100	1,102,761,000	-	1,651,700,000	-	333,048,100	510,900	3,309,000	-	400,000	-	△ 3,198,100	
9 消防費	1 消防費	総合防災 拠点施設 周辺環境 整備事業	28	223,473,000	-	-	148,100,000	40,400,000	34,973,000	29,442,800	-	-	14,700,000	5,349,757	9,393,043	194,030,200	-	-	133,400,000	35,050,243	25,579,957	
			29	95,773,000	-	-	63,500,000	17,300,000	14,973,000	245,776,674	-	-	125,500,000	44,657,622	75,619,052	△ 150,003,674	-	-	△ 62,000,000	△ 27,357,622	△ 60,646,052	
			計	319,246,000	-	-	211,600,000	57,700,000	49,946,000	275,219,474	-	-	140,200,000	50,007,379	85,012,095	44,026,526	-	-	71,400,000	7,692,621	△ 35,066,095	
10 教育費	1 教育総 務費	公立学校 施設長寿 命化計画 策定費	28	20,000,000	-	-	-	-	20,000,000	6,600,000	-	-	-	-	6,600,000	13,400,000	-	-	-	-	13,400,000	
			29	3,760,000	-	-	-	-	-	3,760,000	16,197,720	-	-	-	-	16,197,720	△ 12,437,720	-	-	-	-	△ 12,437,720
			計	23,760,000	-	-	-	-	-	23,760,000	22,797,720	-	-	-	-	22,797,720	962,280	-	-	-	-	962,280

参照条文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（継続費）

第145条（省略）

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3（省略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2～4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6、7（省略）